

★お寺によくある質問

墓地について

Q .. 墓地を購入しようと思っ
ていますが、気を付けること
はありますか？

A .. まず墓地は、土地の購入
とは違うということにご注意
ください。境内墓地ですと当
寺住職、地域の墓地ですとそ
の管理者（時には市など）に
所定の金額を納め、使用して
よいという許可をもらいます。
購入するわけではないので許
可をもらった方がなくなった
際には、後を継ぐ方が改めて
管理者の許可をもらいます。
代々続いている墓地で、直系
の方の場合、許可はあいまい
になっていますが、転売や譲
渡、親戚や兄弟姉妹での分割
使用、直系以外の複数家での
使用などはいけません。

もし何らかの事情がある際

に、管理者に相談の上、その
都度許可をもらうようにしま
しょう。

Q .. 墓地を移転しようと思っ
ますがどうしたらいいです
か？

A .. 墓地移転に関しては、必ず
供養してから移転します。また
移転に際しては、行政上の手続
きも必要になります。

① 役所で「改葬許可申請書」を
もらう。

② 現在の墓地の管理者に認印を
もらう。

③ 申請書を役所に提出し、「改葬
許可書」をもらう。

④ 墓地をよく拝んでもらってか
ら移転工事を始める。

このようにして進めます。



古い墓地は、使用者の責任で
更地（さらち）お墓を解体し、

地ならしする）にして管理者に
返却する必要があります。墓地
移転、建築の際、予算を立てる
上で気を付けたい点です。



Q .. 永代供養を考えています
がどうしたらいいですか？ま
た、今ある墓地はどうしたら
いいですか？

A .. 近年、墓地管理が難しく
なった方のご相談が増えてい
ます。方法はいくつもありま
すが、その中でも「墓じまい」
のご相談です。

まず、永代供養するところ
が、寺院内であるか、他所の
墓苑への契約かにより異なり
ます。

寺院内で永代供養なら、墓地
をよく拝んだ後、取り壊して
更地にし、ご遺骨を供養塔に

お納めします。

他所の墓苑へお納めする場
合には、前記した墓地移転の
一連の手続きが必要になりま
す。わからないときはお寺ま
でお尋ねください。

除夜の鐘のごあんない

除夜の鐘

十二月三十一日大晦日

一十三時半

※「福引き」あり。

元旦修正会

令和二年一月一日元旦

零時

※秘仏「如意輪観音」開帳

※『観音札』配布あり。

ぜひお参りください。

おしらせ

今年から秋の雅楽演奏会
はありません。次回春の
演奏会をお楽しみに。